債権者集会招集

平成２１年（フ）第４５４５号
大阪市北区西天満１丁目７番20号
破産者　株式会社アドヴァンストグローバルプロダクツ
１　期日　平成22年４月20日午後２時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８４３号
和歌山県田辺市上万呂326番地の56
破産者　有限会社紀州梅万呂本舗
１　期日　平成22年４月19日午後２時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月16日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成１８年（フ）第８７３７号
大阪市浪速区敷津東１丁目１番５号
破産者　株式会社Ｆｕｒｂｏ
１　期日　平成22年４月28日午後３時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月15日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会等の期日

平成２０年（フ）第１３４４７号
東京都北区田端４丁目１―11―201
破産者　立花　敏久
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月17日午後４時
平成22年３月11日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第２号
石川県輪島市門前町道下７の52番地
破産者　田辺　辰夫
異議申述期間　平成22年５月13日まで
平成22年３月16日　金沢地方裁判所輪島支部

平成１９年（フ）第１５９号
宮崎県西諸県郡野尻町大字東麓78番地６
破産者　株式会社崎園産業
異議申述期間　平成22年５月17日まで
平成22年３月16日　宮崎地方裁判所都城支部

平成１９年（フ）第５４０号
鹿児島県鹿児島市上谷口町3128番地３
破産者　株式会社有村建設
異議申述期間　平成22年５月17日まで
平成22年３月16日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第３６４号
福岡市東区香椎照葉３丁目２番４―1421号
破産者　今福　重昭
免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
平成22年３月10日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３２７２号
大阪市西区新町１丁目21番８―2803号
破産者　高山京子こと　崔　　京子
免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
平成22年３月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５４号
山口市深溝2085番地
破産者　藤永　幸作
免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
平成22年３月15日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３８４０号
東京都港区浜松町１丁目13―２―2206
破産者　土居　慎也
免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
平成22年３月15日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２９号
埼玉県鴻巣市南１丁目５番45号
清算株式会社　富士エクサス株式会社
代表清算人　狐塚　鉄世
１　決定年月日　平成22年３月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２１年（ヒ）第２０３０号
東京都品川区北品川５丁目９番12号
清算株式会社　株式会社コベルコ・ビニループ・イースト
１　決定年月日　平成22年３月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第１２号
新潟市中央区女池神明３丁目10番地５
清算株式会社　株式会社エッグ
代表清算人　吉備津　滋
１　決定年月日　平成22年３月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所第１民事部

平成２１年（ヒ）第１３号
新潟市中央区女池神明３丁目10番地５
清算株式会社　株式会社シュタープ
代表清算人　吉備津　滋
１　決定年月日　平成22年３月15日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所第１民事部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第１００４号
仙台市宮城野区宮千代１丁目３番地の９ライオンズガーデン宮千代601
清算株式会社　株式会社鳴海屋紙店
清算人　鳴海幸一郎
１　決定年月日　平成22年３月15日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者からそれぞれが有する協定債権について、
⑴　協定債権の元本及び特別清算開始決定の日の前日である平成21年11月10日までの利息・損害金についての合計額の99.407559パーセントに相当する額
⑵　特別清算開始決定の日である平成21年11月11日以降の利息・損害金については全額について免除を受ける。
２　清算株式会社は、各協定債権者に対し、前項による免除後の協定債権の全額について、本協定の認可決定が確定した日から２週間以内に支払う。
以上
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（ヒ）第１００２号
千葉市緑区辺田町220番地の１
清算株式会社　新東建材株式会社
清算人　國吉　雅男
１　決定年月日　平成22年３月12日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　定義
⑴　本協定における特別清算債権とは、清算株式会社に対して発生した債権のうち、平成21年10月５日特別清算開始決定日の前日までの原因に基づいて発生した債権をいう。
⑵　本協定における特別清算債権者とは、特別清算債権を有する債権者をいう。
２　特別清算手続の期間
清算株式会社は、その全ての資産について換価処分を終了させて、本協定を実行した後で、速やかに清算結了の手続を行い、全ての清算業務を完了させる。
第２　弁済及び権利の変更
１　弁済
清算株式会社は、特別清算債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各特別清算債権額の元金額の割合に応じて按分して弁済する。
２　権利の変更
各特別清算債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各特別清算債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　追加弁済
第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各特別清算債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各特別清算債権額の元金額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各特別清算債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。